



令和2年度 児童育成クラブ「のびっ子」途中入会の御案内

児童育成クラブでは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後および学校休業期間に、適切な遊びと生活の場を提供し、その児童の健全な育成を図っています。草津市には、公設児童育成クラブ「のびっ子」が14箇所、民設児童育成クラブが18箇所あります。

※入会申請にあたっては、入会案内の記載事項を御確認のうえ申請してください。

1. 受付期間など

前月20日までに下記の必要書類を児童育成クラブまたは子ども・若者政策課へ提出してください。定員に余裕があれば翌月1日から入会していただくことができます。入会希望者が定員を超えた場合は、入会申請書類に基づき、低学年から順に保育の必要性の高い方（保護者の就労時間、家庭・児童の状況等により判断します。）から入会していただきます。

2. 申込みの要件

○小学校1年生～6年生

*ただし、障害のある児童は、障害の程度が中程度までで、集団生活を行うことができる児童が対象です。なお、「放課後等デイサービス」のお申込は発達支援センター（TEL077-569-0353）へお問い合わせください。

○児童育成クラブの保育料に滞納がないこと。

○次に掲げる理由により、保護者が昼間児童の養育を十分にできないと認められること。

ア 保護者の就労

イ 産前産後（産前2ヶ月から産後6ヶ月まで(出産月を除く)）

ウ 保護者の疾病

エ 就業を目的とした職業訓練、学校への就学

オ その他上記に類する事由

※求職中での申請はできません。



お問い合わせ・申請書類提出先

各児童育成クラブ（一覧のとおり）または子ども・若者政策課（さわやか保健センター2階）

TEL 077-562-7882 FAX 077-561-6780

（民設児童育成クラブに関しましては、各クラブにお問い合わせください。）



3. 申請に必要な書類

- ① 児童育成クラブ入会申請書・家族・児童の状況調書
 ＊児童の学年は入会時点の学年を、祖父母が同居している場合は、世帯の別に関係なく、「入会申請児童の同居者」の欄に必ず記入してください。
- ② 延長保育申請兼登録書（延長保育を登録される方のみ）
- ③ 保護者の就労状況証明書等（兄弟姉妹等で同時申請される場合は、コピーを取りそれぞれに添付してください。）



| 入会を希望する理由 | | 必要添付書類 |
|---------------------|---------------------------------|--|
| 保護者の就労 | 会社勤務の場合 | 就労状況証明書（勤務先の証明を受けたもの） （かつ、不定休・シフト制の場合は直近 1 ヶ月分のシフト表を添付） |
| | 自営業の場合 | ・就労状況証明書記入の上、開業届（収受印のあるもの）または確定申告書等、自営業である証明となる書類の写しの添付 |
| 産前産後休暇 | 産前 | 母子健康手帳や医師の診断書等、出産予定日が確認できるもの(写し可) |
| | 産後 | 出生証明書や母子健康手帳等、出産日が確認できるもの(写し可) |
| 保護者の疾病 | 医師の診断書（写し可） | |
| 就業を目的とした職業訓練、学校への就学 | 就学を証明する書類および時間割と就学期間がわかるもの（写し可） | |

※就労状況証明書は保育所等入所申請様式での証明のコピーも受理します。その場合は、入所施設名を児童育成クラブ名に訂正してください。なお、児童育成クラブの就労状況証明書様式では保育所等の入所申請はできませんので御了承ください。

4. 開設日および開設時間など

- 基本保育時間
 - ・平日 ⇒ 放課後から午後5時30分まで
 - ・土曜日、学校休業期間 ⇒ 午前8時30分から午後5時30分
- 延長保育時間
 - ・午前延長 ⇒ 午前8時から8時30分まで
 - ・午後延長 ⇒ 午後5時30分から7時まで
- 休所日
 - ・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
 - ・台風等の荒天や災害が起きた場合、感染症等において学級閉鎖になった場合は、学校に準じます。
- 登所・降所等の送り迎え



土曜日および学校休業期間の登所、すべての降所等については、保護者または保護者の依頼を受けた※18歳以上の方による送迎をお願いします。（お住まいの学区外の学校に通学している児童（私立小学校等）は、学校休業期間も登所の際に送迎が必要です。）

（※18歳を迎えた初めの3月31日を超えない方は不可です。）

5. 退会について

毎月末日が退会日となりますので、「児童育成クラブ退会届書」を退会予定日の10日前までに提出してください。10日前までに御提出いただけない場合は、翌月の保育料を納付いただく場合があります。（用紙は、各クラブと子ども・若者政策課にあります。）

6. 学校休業期間（春・夏・冬休み）の募集について（在籍者以外は別途申請が必要です。）

夏季（2期）については、毎年6月1日号「広報くさつ」および市ホームページで募集記事を掲載しています。その他休業期間（1・3・4・期）については休業日の2ヶ月前頃の「広報くさつ」とホームページで募集記事を記載のうえ受け付けを行います。

7. 入会の取り消しについて

- ① 入会基準を満たさなくなったとき
例) 保護者が、育児休業期間を産後6ヶ月経過した後、就労復帰しない場合
例) 年度途中で離職し、求職期間が3ヶ月以上を超える場合
- ② 入会申請書類に虚偽があったとき
- ③ 保育料を3ヶ月分滞納したとき
- ④ クラブの管理運営上支障があるとき



8. 保育料について

○通年入会児童（1人あたり）

| 申請期間 | 期 間 | 基本保育料金 | 延長保育料金 | |
|----------------------|------------------------|------------------------------------|--------------------|--------------------------|
| | | | 午 前 (8:00~8:30) | 午 後 (17:30~19:00) |
| (1次) 10月下旬 ~11月下旬 | 4月~3月 (8月を除く) 8月 | 9,000円/月 | 500円/月 | 2,000円/月 (※200円/5回まで) |
| (2次) 11月下旬 ~12月下旬 | | 11,500円/月 〔★令和2年度は 9,600円/月〕 | | |
| (3次) 1月上旬 ~2月末 | | | | |

○学校休業期間一時入会児童（1人あたり）

| 申請期間 | 期 間 | 基本保育料 | 延長保育料金 | |
|--------------------------|---------------------------|---------|--------------------|------------------------|
| | | | 午 前 (8:00~8:30) | 午 後 (17:30~19:00) |
| 2/1~2/20 | 学年始休業日（1期） (4/1~4/8) | 3,500円 | 400円 | 600円 (※200円/2回まで) |
| 6/1~6/20 | 夏季休業日（2期） (7/21~8/25) | 13,000円 | 1,800円 | 2,500円 (※200円/5回まで) |
| 〔★令和2年度のみ変更〕 6/7~6/20 | (7/27~8/25) | 9,800円 | 900円 | 2,300円 (※200円/5回まで) |
| 11/1~11/20 | 冬季休業日（3期） (12/24~1/6) | 3,500円 | 400円 | 600円 (※200円/2回まで) |
| 2/1~2/20 | 学年末休業日（4期） (3/25~3/31) | 3,000円 | 300円 | 500円 (※200円/2回まで) |

※スポット料金…延長保育を登録していない方が、やむを得ない理由で延長保育を利用する場合の料金で、1回200円です。上記の回数を超えた場合、月額料金が発生します。

○延長保育申請兼登録を行った時点で御利用実績がない場合でも延長保育料の徴収対象となります。年度途中で登録内容に変更がある場合は、随時申し出てください。

○ひとり親家庭、非課税世帯など入会児童の世帯状況により、保育料が減免できる場合があります。保育料の減免については、毎年申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

9. その他

○保育料以外に、おやつ代や行事費など、実費負担が必要となります。

○学校休業日（土曜日、夏休み等）および給食が無いときは、お弁当を持参していただきます。

○公設クラブの入会希望先は、通学区区の施設のみです。

○民設クラブへの通所可能学区や延長保育時間等については、各クラブへ要確認となりますので御注意ください。

○公設クラブと民設クラブを併願する場合は、各々のクラブについて申請が必要です。

○複数のクラブから入会許可を得たときは、入会しないクラブへすみやかに入会辞退の連絡をしてください。